

# 第9期武豊町高齢者福祉計画 ・介護保険事業計画 概要版



令和 6 年 3 月  
武 豊 町

# 1 計画策定について

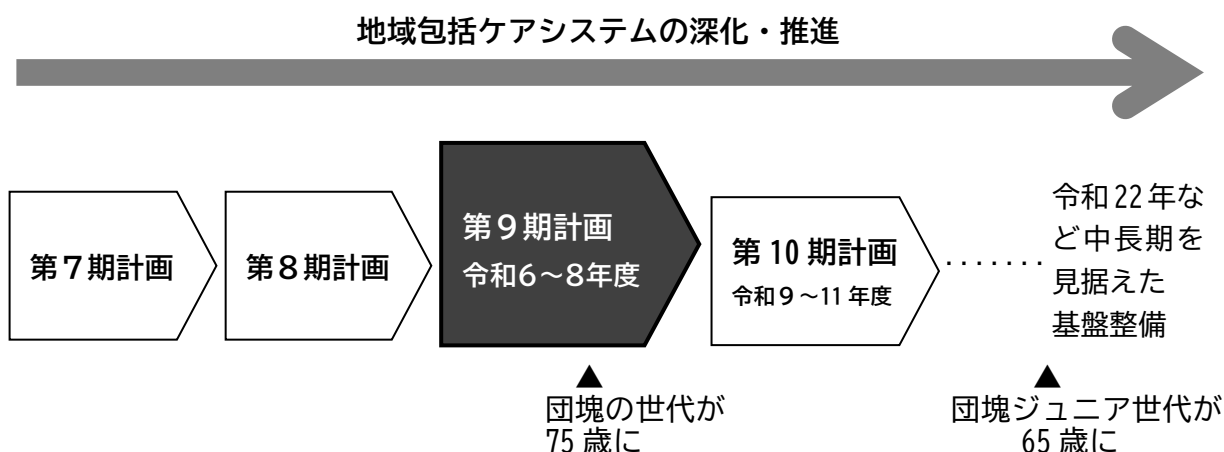
## 1. 計画の性格と目的

本計画は、「第6次武豊町総合計画」、「第3次武豊町地域福祉計画」などの、健康・福祉関連の諸計画との調和を保ちながら、老人福祉法に規定された「老人福祉計画」と、介護保険法に規定された「介護保険事業計画」、認知症基本法に規定された「認知症施策推進計画」を一体的に策定したものです。

これは、高齢者の安心を支える老人福祉事業や介護保険事業を本町の実情にあわせて計画的、かつ包括的に実施することを目的としており、介護を必要とする高齢者のみでなく、本町のすべての高齢者を対象とした、高齢者福祉全般にわたる総合的な計画となります。

## 2. 計画の期間

この計画は、令和6年度を始期とし令和8年度を目標年度とする3か年計画です。ただし、令和7（2025）年までの地域包括ケアシステムの深化・推進に向けて、また、令和22（2040）年を見据えた介護サービス基盤の整備など中長期的な視野に立って策定しています。



## 2 高齢者の状況

### 1. 高齢者人口の将来推計

令和4年人口を基準人口として、コーホート法により、令和32(2050)年までの人口・高齢者数を推計しました。

総人口は、徐々に減少に向かう中で、高齢者人口は増加が続き、特に85歳以上の人口が大幅に増加します。本町は令和5年時点で70歳代半ばと50歳前後の人口が多いことが特徴で、この年代の動向に留意する必要があります。85歳以上人口の増加に伴い、医療や介護の必要性が高まる人が増えることへの対応が課題となります。

表 将来人口の推計

単位：人

|        | 令和5年<br>2023実績 | 令和7年<br>(2025) | 令和12年<br>(2030) | 令和17年<br>(2035) | 令和22年<br>(2040) | 令和27年<br>(2045) | 令和32年<br>(2050) |
|--------|----------------|----------------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|
| 総人口    | 43,324         | 43,240         | 42,849          | 41,557          | 40,230          | 38,930          | 37,555          |
| 高齢者人口  | 10,938         | 10,969         | 11,268          | 11,725          | 12,556          | 12,675          | 12,548          |
| 65-74歳 | 4,743          | 4,258          | 4,362           | 5,264           | 6,105           | 5,698           | 4,730           |
| 75-84歳 | 4,612          | 4,945          | 4,411           | 3,500           | 3,658           | 4,431           | 5,147           |
| 85歳以上  | 1,583          | 1,766          | 2,495           | 2,961           | 2,793           | 2,546           | 2,671           |
| 高齢化率   | 25.2%          | 25.4%          | 26.3%           | 28.2%           | 31.2%           | 32.6%           | 33.4%           |
| 後期高齢化率 | 14.3%          | 15.5%          | 16.1%           | 15.5%           | 16.0%           | 17.9%           | 20.8%           |

資料：令和5年は住民基本台帳（10月1日現在）、令和7-32年は独自推計

年齢別でみると、85歳以上がいる世帯で、「高齢者夫婦世帯」の割合が低くなり、「高齢者その他世帯」の割合が高くなっています。

表 高齢者がいる一般世帯数（年齢別）

単位：世帯

|                | 世帯数<br>合計       | 単身世帯           | 夫婦世帯           | 高齢者<br>その他世帯   |
|----------------|-----------------|----------------|----------------|----------------|
| 高齢者がいる<br>世帯   | 6,941<br>100.0% | 1,726<br>24.9% | 2,353<br>33.9% | 2,862<br>41.2% |
| 75歳以上<br>がいる世帯 | 3,858<br>100.0% | 953<br>24.7%   | 1,181<br>30.6% | 1,724<br>44.7% |
| 85歳以上<br>がいる世帯 | 981<br>100.0%   | 254<br>25.9%   | 171<br>17.4%   | 556<br>56.7%   |

資料：国勢調査（令和2年10月1日現在）

## 3 計画の基本理念等

### 1. 基本理念

---

第9期計画では、これまでの高齢者施策を継続し、一層推進するために第8期計画の理念を引き継ぎ、高齢者が安心していきいきと暮らし続けられるまちづくりを目指します。

この実現を図るために、重度な要介護状態になっても、住み慣れた地域や家庭において、自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、「住まい」「医療」「介護」「予防」「生活支援」それぞれの充実を図るとともに、それらが一体的に提供される地域包括ケアシステムの深化・推進に取り組みます。

### 高齢者が安心していきいきと暮らせるまちづくり

#### ～ 地域包括ケアシステムの深化・推進 ～

### 2. 基本方針

---

基本理念を実現するために、すべての施策に共通する3つの基本方針を柱として、計画を進めます。



#### 基本方針1 自助・共助・公助による、まちぐるみでの高齢者福祉

超高齢社会が進展する中、本人・家族の持つ力「自助」を活かし、地域の人やボランティア等の助け合い「共助」を支援し、保健・医療・福祉・介護保険など「公助」の充実を図ります。



#### 基本方針2 高齢者の健康づくり・社会参加

高齢者が身近な場所で健康づくりや社会参加ができ、地域や家庭で役割ある存在として活躍し、支援や介護が必要となっても地域や友人とのつながりを保ち続けることができるまちを目指します。



#### 基本方針3 自分らしく笑顔で暮らせるサービスの仕組みづくり

高齢者のひとりひとりの状況に応じて、その人らしく笑顔で生活ができるように、質の高い介護や福祉を持続的に提供していくための体制を整えます。

【国の動き】

- ・ 高齢者数・認定者数の上昇
- ・ 2050 年に向けて支え手の人口が減少
- ・ 地域共生社会づくり
- ・ 地域包括ケアシステムの深化・推進（国制度改正）
- ・ 認知症基本法の施行（国制度改正）
- ・ 介護サービス基盤の計画的な整備（国制度改正）
- ・ 介護人材確保・介護現場の生産性向上（国制度改正）

【本町の高齢者の現状・意向】

- ・ 85 歳以上の増加に伴い、支援の必要性が高まる人が増加
- ・ 高齢者単身世帯・夫婦世帯が増加
- ・ 持ち家率が9割と高く、できるだけ現在の住まいで暮らし続けたい人が多い
- ・ 外出頻度、趣味などが減少
- ・ 認知機能、うつ等のリスク者が増加し、主観的健康観も一部低下
- ・ 介護サービス利用者の5割に転倒リスク
- ・ 介護者が不安な介護として、「排泄」「認知症状への対応」「外出の付き添い、送迎等」
- ・ 日常生活の支え手としての高齢者の存在

【本町の高齢者等を取り巻く状況】

- ・ 自宅で暮らし続けるために「見守り」「認知症の人の支援」「訪問系サービス」「生活支援」等の充実が必要
- ・ 認知症の人が暮らしていける地域をつくるために、「住民の理解・助け合い」「介護保険サービス」等の充実が必要
- ・ 独居・日中独居・高齢者夫婦世帯の増加に対応したサービスや支援が必要（主任ケアマネジャー・グループインタビュー）
- ・ 介護人材の確保が課題、愛知県の交付金の活用の検討（介護人材アンケート）
- ・ ゆめたろうネットの活用と、町外の医療機関等との連携が課題（ケアマネジャー調査）
- ・ 在宅医療・介護連携、認知症施策、生活支援の3つの部会で社会資源の充実を検討（地域ケア会議）
- ・ 多様化する課題に対応できる支援者ネットワークの構築が必要（地域ケア会議）
- ・ 障がい者の高齢化にも対応した切れ目のない支援体制の充実が必要（地域ケア会議）

基本理念

「地域包括ケアシステムの深化・推進」  
高齢者が安心していきいきと暮らせるまちづくり

基本方針

- ① 自助・共助・公助による、まちぐるみでの高齢者福祉
- ② 高齢者の健康づくり・社会参加
- ③ 自分らしく笑顔で暮らせるサービスの仕組みづくり

取組み

高齢者福祉の推進

- ① 生活支援・介護予防事業
- ② 包括的支援事業
- ③ 高齢者福祉事業等
- ④ 生きがいづくり事業
- ⑤ 高齢者にやさしいまちづくり事業

重点的な取組み

- 1.生活支援基盤・介護予防活動の充実
- 2.在宅医療・介護連携の推進
- 3.認知症とともに生きるまちづくり

介護保険事業計画

- ① 介護保険サービスの現状
- ② 介護保険事業の取組み
- ③ 介護保険事業給付の推計
- ④ 第1号被保険者介護保険料の設定

## 4

## 重点的な取組み

### 重点1 生活支援基盤・介護予防活動の充実

- ① 身近にある「通いの場」に集い、介護予防を実現
- ② 生活支援基盤を考え、充実させる仕組みづくり
- ③ 多様な専門職による支援の充実

### 重点2 在宅医療・介護連携の推進

- ① 医療・介護関係者の情報共有の支援
- ② 在宅医療・介護関係者に関する相談支援
- ③ 住民への普及啓発

### 重点3 認知症とともに生きるまちづくり

- ① 認知症サポーターの養成の推進
- ② 認知症の早期診断・早期支援
- ③ 認知症高齢者や介護者への多様な支援の充実

## 5 高齢者福祉の推進

### 1. 生活支援・介護予防事業

---

住み慣れた地域で健康で自立した生活を送ることができるように、生活支援や介護予防を目的とした事業を実施します。

- 1-1 生活支援体制の整備
- 1-2 一般介護予防事業
- 1-3 介護予防・生活支援サービス事業

### 2. 包括的支援事業

---

すべての高齢者を対象に、総合相談・権利擁護、家庭介護支援・認知症支援、多職種連携などを行い、介護や在宅生活に関する総合的な支援を実施します。

- 2-1 総合相談・権利擁護事業
- 2-2 家庭介護支援・認知症支援事業
- 2-3 多職種連携の推進

### 3. 高齢者福祉事業等

---

高齢者の安定した生活を支援するため、在宅生活支援、ひとり暮らし高齢者への支援、低所得者助成、老人保護を行います。

- 3-1 在宅生活支援事業
- 3-2 高齢者台帳（ひとり暮らし高齢者）登録事業
- 3-3 低所得者助成事業・老人保護事業

### 4. 生きがいづくり事業

---

高齢者が生きがいを持って豊かな生活を営み、活力ある地域社会の形成を図るため、高齢者の交流施設の運営、敬老事業、生涯学習や社会活動の支援を行います。

- 4-1 高齢者の交流施設
- 4-2 敬老事業
- 4-3 生涯学習活動の支援
- 4-4 高齢者の社会活動支援

### 5. 高齢者にやさしいまちづくり事業

---

高齢者が安心して安全に暮らすことができるよう、災害対策、安全対策、住まいの確保など、高齢者にやさしいまちづくりに取り組んでいます。

- 5-1 災害対策事業
- 5-2 安全・防犯対策事業
- 5-3 住まいの確保

# 6

## 介護保険事業計画

### 1. 介護保険事業の取組み

第9期の介護保険事業では、地域包括ケアシステムの深化・推進と、介護保険制度の持続可能性の確保が課題となっています。

介護保険事業計画の策定にあたっては、地域共生社会の実現に向けて、町の地域福祉施策と連動しながら、各種事業を検討しています。また、2050年までの人口、認定者数などの推計を行い、中長期的なニーズを踏まえ、介護人材の育成や業務効率化の取組みを支援します。介護予防・健康づくりについては、高齢者が活動的で生きがいを持てる生活を営むことができる生活環境や地域づくりに取り組むとともに、在宅医療・介護連携においては、入退院支援、日常の療養支援、急変時の対応、看取りなど局面に応じた体制整備に取り組めます。また、認知症施策推進大綱を踏まえ、共生と予防を車の両輪として施策を推進していきます。

|                |                                                                                                             |
|----------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 介護給付（要介護1～5）   |                                                                                                             |
| 介護予防給付（要支援1～2） |                                                                                                             |
| 地域支援事業         | 介護予防・日常生活支援総合事業<br>○ 介護予防・生活支援サービス事業<br>・訪問型サービス、通所型サービスなど<br>○ 一般介護予防事業（すべての高齢者）<br>・憩いのサロン、体操サロン、介護予防教室など |
|                | 包括的支援事業<br>○ 地域包括支援センターの運営<br>○ 在宅医療・介護連携の推進<br>○ 認知症施策の推進<br>○ 生活支援体制の整備                                   |
|                | 任意事業<br>○ 介護給付等費用適正化事業<br>○ 家族介護支援事業<br>○ その他の事業                                                            |

## 2. 第1号被保険者介護保険料の設定

第1号被保険者介護保険料については、国から提供された「地域包括ケア「見える化」システム」を利用して算定し、第9期保険料基準額は月額で5,040円となります。

表 認定者数

単位：人

|      | 令和6年度 | 令和7年度 | 令和8年度 |
|------|-------|-------|-------|
| 認定者数 | 1,644 | 1,699 | 1,758 |

表 サービス種類別給付費

単位：千円

|             | 令和6年度     | 令和7年度     | 令和8年度     |
|-------------|-----------|-----------|-----------|
| 総給付費（予防＋介護） | 2,677,689 | 2,780,808 | 2,921,216 |
| 在宅サービス      | 1,492,044 | 1,558,385 | 1,631,510 |
| 居住系サービス     | 376,445   | 384,355   | 398,806   |
| 施設サービス      | 809,200   | 838,068   | 890,900   |

表 保険料収納必要額の算定

単位：千円

|                      | 令和6～8年度    |
|----------------------|------------|
| 標準給付費見込額             | 8,688,913  |
| 保険料収納必要額(a)          | 2,081,489  |
| (準備基金取崩額)            | 310,000    |
| 予定保険料収納率見込(b)        | 98.90%     |
| 所得段階別加入割合補正後被保険者数(c) | 34,835 (人) |

表 保険料基準額

|           | 月額     | 年額      |
|-----------|--------|---------|
| 第9期保険料基準額 | 5,040円 | 60,480円 |

$$\begin{aligned} \text{保険料基準額（月額）} &= \text{保険料収納必要額(a)} \div \text{予定保険料収納率見込(b)} \\ &\quad \div \text{所得段階別加入割合補正後被保険者数(c)} \div 12 \text{（12か月）} \end{aligned}$$

【参考】中長期の推計

|              | 令和12年度    | 令和22年度    | 令和32年度    |
|--------------|-----------|-----------|-----------|
| 認定者数（人）      | 2,004     | 2,176     | 2,232     |
| 総給付費（千円）     | 3,117,400 | 3,445,736 | 3,468,179 |
| 保険料基準額（月額、円） | 5,743     | 6,763     | 6,938     |

この保険料基準額に基づく、令和6年度から令和8年度までの各所得段階の第1号被保険者介護保険料は、以下のようになりました。

表 所得段階別介護保険料

| 所得段階          | 基準額に対する割合        | 年 額                    | 対象者                                                                               |
|---------------|------------------|------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------|
| 第1段階<br>★     | 0.285<br>(0.455) | 17,230 円<br>(27,510 円) | 生活保護受給者、老齢福祉年金受給者で世帯全員が町民税非課税の人<br>世帯全員が町民税非課税で、前年のその他の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円以下の人 |
| 第2段階<br>★     | 0.485<br>(0.685) | 29,330 円<br>(41,420 円) | 世帯全員が町民税非課税で、前年のその他の合計所得金額と課税年金収入額の合計が120万円以下の人                                   |
| 第3段階<br>★     | 0.685<br>(0.69)  | 41,420 円<br>(41,730 円) | 世帯全員が町民税非課税で、第1段階、第2段階に該当しない人                                                     |
| 第4段階          | 0.90             | 54,430 円               | 世帯の誰かに町民税が課税されているが、本人は非課税の人で、前年のその他の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円以下の人                    |
| 第5段階<br>(基準額) | 1.00             | 60,480 円               | 世帯の誰かに町民税が課税されているが、本人は非課税の人で、第4段階に該当しない人                                          |
| 第6段階          | 1.20             | 72,570 円               | 本人が町民税課税で、前年の合計所得金額が120万円未満の人                                                     |
| 第7段階          | 1.30             | 78,620 円               | 本人が町民税課税で、前年の合計所得金額が120万円以上210万円未満の人                                              |
| 第8段階          | 1.50             | 90,720 円               | 本人が町民税課税で、前年の合計所得金額が210万円以上320万円未満の人                                              |
| 第9段階          | 1.70             | 102,810 円              | 本人が町民税課税で、前年の合計所得金額が320万円以上420万円未満の人                                              |
| 第10段階         | 1.90             | 114,910 円              | 本人が町民税課税で、前年の合計所得金額が420万円以上520万円未満の人                                              |
| 第11段階         | 2.10             | 127,000 円              | 本人が町民税課税で、前年の合計所得金額が520万円以上620万円未満の人                                              |
| 第12段階         | 2.30             | 139,100 円              | 本人が町民税課税で、前年の合計所得金額が620万円以上720万円未満の人                                              |
| 第13段階         | 2.40             | 145,150 円              | 本人が町民税課税で、前年の合計所得金額が720万円以上820万円未満の人                                              |
| 第14段階         | 2.50             | 151,200 円              | 本人が町民税課税で、前年の合計所得金額が820万円以上920万円未満の人                                              |
| 第15段階         | 2.60             | 157,240 円              | 本人が町民税課税で、前年の合計所得金額が920万円以上1,000万円未満の人                                            |
| 第16段階         | 2.70             | 163,290 円              | 本人が町民税課税で、前年の合計所得金額が1,000万円以上の人                                                   |

注：基準額に対する割合で年間保険料額を算出する際に、10円未満の端数は切り捨てます。

「その他の合計所得金額」は、合計所得金額から年金の雑所得を除いた所得金額です。

「合計所得金額」は、長期譲渡所得及び短期譲渡所得に係る特別控除を控除した額です。

★は低所得者に対する「公費による保険料軽減強化」の対象で、( )内は軽減前の数値です。

## 7 計画の推進

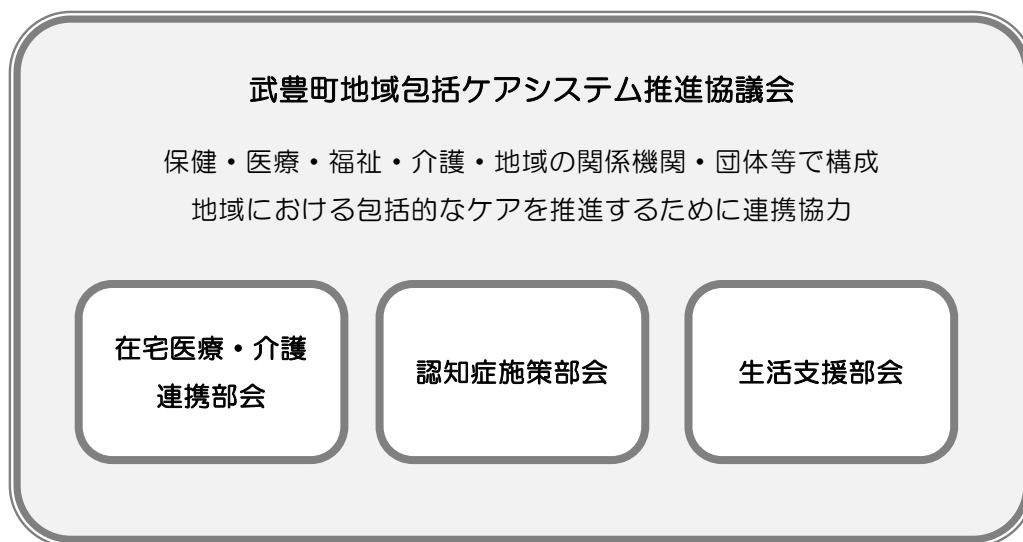
### 1. 庁内体制

計画の推進にあたっては、福祉課の高齢者福祉・介護保険担当が事業の進捗管理、連携調整を担います。防災交通課、企画政策課、保険医療課、健康課、産業課、都市計画課、生涯学習課、スポーツ課など、関係各課と連絡調整を行いながら、計画の円滑な推進を図ります。

### 2. 関係機関

本計画は、高齢者と関わる多くの関係機関の協力がなければ推進することは困難です。地域包括ケアシステム推進協議会を設置し、医療機関、社会福祉協議会、介護サービス事業者などが連携協力して、包括的なケアの推進を図ります。協議会には「在宅医療・介護連携」「認知症施策」「生活支援」の3つの部会を設けて、具体的な取組みを推進します。

図 推進体制



### 3. 計画の評価

計画の評価については、本町の地域福祉を推進する組織でもある、地域福祉推進協議会によって、各年度における計画の進捗状況を点検・評価し、計画推進についての諸課題について協議します。

また、達成状況については、国立研究開発法人国立長寿医療研究センターや一般社団法人日本老年学的評価研究機構と事業の分析・評価・先進事例等の共同研究を行い、課題解決に向け考えていきます。

○被保険者の地域における自立した日常生活の支援、要介護状態等となることの予防または要介護状態等の軽減もしくは悪化の防止

| 具体的な取組み                                              | 令和5年度見込             | 第9期の目標               |
|------------------------------------------------------|---------------------|----------------------|
| 憩いのサロンの開催(延開催回数、延べ参加人数)                              | 180 回<br>延べ 5,973 人 | 192 回<br>延べ 10,000 人 |
| 憩いのサロン等を活用したフレイル予防の普及促進のための講座(延べ参加者数)                | 延べ 828 人            | 延べ 900 人             |
| 憩いのサロンボランティアの登録人数(延べ人数)                              | 延べ 270 人            | 延べ 300 人             |
| ゆめたろうネット(登録患者数)                                      | 157 人               | 200 人                |
| 入院時情報連携加算(ケアマネジャー)の算定件数                              | 195 件/年             | 230 件/年              |
| 退院・退所加算(ケアマネジャー)の算定件数                                | 106 件/年             | 150 件/年              |
| 認知症サポーター フォローアップ養成講座の参加者数(延べ人数)                      | 延べ 28 人/年           | 延べ 40 人/年            |
| 認知症の人や家族の交流や相談の場(か所数)                                | 1 か所                | 2 か所                 |
| 認知症初期集中支援チームによる支援(件数)                                | 4 件/年               | 6 件/年                |
| 地域ケア会議(検討された個別事例件数)<br>(リハビリテーション専門職の派遣回数)           | 8 件<br>8 回          | 10 件<br>10 回         |
| ケアマネジャーの資質向上等の研修の修了者数<br>(ケアマネのつどい、つどい全体研修、主任ケアマネ研修) | 延べ 370 人            | 延べ 400 人             |
| 高齢者台帳(シルバーカード)登録者数                                   | 362 人               | 380 人                |

○介護給付等に要する費用の適正化

| 具体的な取組み     | 令和5年度見込 | 第9期の目標 |
|-------------|---------|--------|
| ケアプラン点検(件数) | 15 件/年  | 20 件/年 |
| 縦覧点検の帳票種類数  | 0 種類    | 4 種類   |